

蟹江町総合教育会議開催要領

(目的)

第1条 町長と教育委員会が十分な意思疎通のもと相互連携を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づく総合教育会議を開催する。

(協議事項等)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 蟹江町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備並びに地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

2 総合教育会議は、構成員の事務の調整を行う。

(会議)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

2 総合教育会議は、町長が招集する。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 総合教育会議は、第2条第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを原則公表する。ただし、議事の内容が前条ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、教育委員会の事務局に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(会議の運営に関し必要な事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月7日から施行する。